

**令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について
(新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給)**

1 事業の概要

- (1) 対象者となる世帯 次のすべてに該当する世帯
- ①緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯
 - ・総合支援資金の再貸付を終了した世帯
 - ・再貸付について不承認とされた世帯
 - ・緊急小口資金と総合支援資金(初回)の両貸付を終了した世帯
 - ・初回自立支援金の支給が終了した世帯(再支給)
 - ※初回自立支援金支給期間中に求職活動を行い、区へ報告した世帯
 - ②月収が住民税均等割非課税額(a)の1/12+住宅扶助基準額以下の世帯
 - ※特別区：単身 13.77 万円、2 人世帯 19.4 万円、3 人世帯 24.18 万円
 - ③預貯金額が(a)の6倍以下(ただし100万円以下)
 - ※特別区：単身 50.4 万円、2 人世帯 78 万円、3 人以上世帯 100 万円
 - ④月2回以上、公共職業安定所等で職業相談を受けるなどの求職活動を行う世帯
- (2) 支給額
- ①単身世帯 月 60,000 円×3 か月=180,000 円
 - ②2人世帯 月 80,000 円×3 か月=240,000 円
 - ③3人世帯以上 月 100,000 円×3 か月=300,000 円

2 繰越明許にする理由

新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少し、生活に困窮する世帯への支援としての給付を実施するための経費を令和3年度第3号補正にて計上し、事業を行っている。

本事業は当初令和3年8月末が申請期限であったが制度の延長がなされており、令和4年度も本事業を継続して実施する必要があることから、予算の一部について繰り越しを行う。

なお、本事業は全額国庫補助金を財源としたものであるが、令和3年度分申請において令和4年度分も含めて交付を受けるため、一般財源として繰り越す。

3 令和4年度繰越額

令和3年度予算額	事業費	478,560,000 円	事務費	22,453,000 円
令和4年度繰越額	事業費	60,670,000 円	事務費	10,407,000 円

4 令和3年度事業費の執行状況

支給者 1,733 世帯(内訳 初回 1,259 世帯 再支給 474 世帯)
支給額 315,440,000 円(内訳 初回 239,520,000 円 再支給 75,920,000 円)

5 事業の実施方法

東京都社会福祉協議会から毎月提供される貸付終了者の情報により、対象となり得る全世帯に申請書を送付。

貸付終了者 7,830 件（令和4年4月15日現在）

申請受付期限 令和4年8月31日（予定）

令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3 福祉費	1 社会福祉費	新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金支給	円	円	円	円	円
			501,013,000	71,077,000	71,077,000	0	0